

# 令和2年5月

# 自転車マナーアップ強化月間

## 実施要綱

### 1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

### 2 期間

令和2年5月1日（金）～ 令和2年5月31日（日）

※ 5月20日（水）は、自転車・交差点マナーアップ推進の日

### 3 運動の重点

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車の安全性の確保と自転車保険加入の推進

### 4 運動の推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報車等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。



## 自転車マナーアップ強化月間の具体的推進事項

### 利用者は…

- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を走行しよう。
- 歩道を走行する際は、歩行者優先を徹底しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 傘差し、スマートフォンやイヤホン等の使用は大変危険です。

### 自転車安全利用五則を守ろう。

※自転車安全利用五則…裏面参照。

### 家庭・地域・学校では…

- 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しよう。
- 乗車用ヘルメットの着用促進に努めよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。

自転車も車のなかま



宮崎県交通安全対策推進本部

## 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 夜間はライトを点灯
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

## 交通ルールを守りましょう！

県内でも、次のような自転車の交通ルールやマナー違反が多く発生しています。絶対にやめましょう。

- 交差点内は、信号機や道路標識、道路標示を守り、必要なときは一時停止や徐行をするなど、安全を確認して通行しましょう。
- 携帯電話を使用しながら、又はイヤホン等を使用して大音量で音楽等を聞きながらの運転はやめましょう。
- 傘さし運転はやめましょう。
- 反射器材を備え付け、点検整備をした自転車を利用しましょう。

## 自転車保険等に加入しましょう！

自転車が加害者となる交通事故で、高額な損害賠償事例が発生しています。

自転車保険等に加入しておく、事故が起きてしまった際の被害者の救済や加害者側の経済的負担の助けとなります。

万が一の場合に備えて、保険に加入しましょう。

### <自転車事故の損害賠償事例>

坂道を走行中の自転車が歩行者と正面衝突。歩行者は頭を強打し、意識が戻らない状態となった。

(神戸地裁 H25.7.4)

損害賠償額 **9,521** 万円

## 令和元年度交通安全ポスターコンクール入賞作品

祝吉中学校1年 久木野 陽香さんの作品  
中学校の部 金賞



鉄肥小学校5年 瀬戸山 璃音さんの作品  
小学校上学年の部 金賞



### 宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆ 場所 県庁4号館1階  
宮崎市橘通東1丁目9番 10号  
☎ 0985-26-7039

- ◆ 相談日時  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

### 安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターで、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方や運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- ◆ 相談窓口  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前10時～午後5時 ※ 事前に電話を
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999 (音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999 (直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999